

## 第6章 重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路の選定

### 1 重点整備地区詳細調査

重点整備地区内における旅客施設や道路等に関するバリアフリーの状況を詳細に調査し、課題を抽出しました。

#### (1) 旅客施設のバリアフリー状況

##### ① JR・名鉄弥富駅

JR・名鉄弥富駅では駅舎ホーム、ホーム外においてもバリアフリー化が一部図られていますが、ホームの横断やバリアフリー対応のトイレ等が整備されていません。また、駅舎外は全くバリアフリー対策が取られていません。



入口部分



バリアフリー対応の券売機



インターホン



スロープと誘導ブロック



点字運賃表



横断施設

## ②近鉄弥富駅

近鉄弥富駅では駅舎ホーム、ホーム外においてもバリアフリー化が図られています。

### 【駅舎内】



駅舎ホーム



ホーム内のエレベーター



触知案内板



バリアフリー対応の券売機



エスカレーター



多目的トイレ

【駅舎外】



エレベーター



多目的トイレ



エスカレーター（北口）



バス停とベンチ

## (2) 道路等のバリアフリー状況

バリアフリー化が図られているものの、視覚障害者誘導用ブロックの途切れや溝幅の広いグレーチング蓋が見られるなどの問題点が見られます。



・種類の異なる  
視覚障害者誘  
導用ブロック



・高低差のあるタクシー乗り場

・消えかけの横断歩道マーク

狭い歩道や歩道のない道路、歩道の凸凹や段差などの問題点が見られます。



・狭い歩道幅



・誘導ブロックのない交差点



・休憩場所のないバス停



・狭い歩道



・途切れている視覚障害者誘導用ブロック



・歩行者ゾーンのない踏切



・歩道幅が狭く勾配のきつい箇所あり



・段差のある歩道



・溝幅の広いグレーチング蓋



・勾配のきつい待ちスペース

凡 例  
 ● 写真撮影場所  
 - - - 重点整備地区



## ■道路等の幅員状況

生活関連経路の選定に当たり重点整備地区内の道路の幅員や踏切等について整理しました。

特に道路の移動円滑化基準の歩道の有無、歩道の有効幅員に着目して図化しました。

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(抜粋)  
(歩道)

- ・道路には、歩道を設けるものとする。  
(有効幅員)
- ・歩道の有効幅員は、道路構造令第十二条第三項に規定する幅員の値(歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては三・五メートル以上、その他の道路にあつては二メートル以上とするものとする。)以上とするものとする。

(舗装)

- ・歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。

- ・歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

(勾こう配)

- ・歩道等の縦断勾配は、五パーセント以下とするものとする。
- ・歩道等の横断勾配は、一パーセント以下とするものとする。

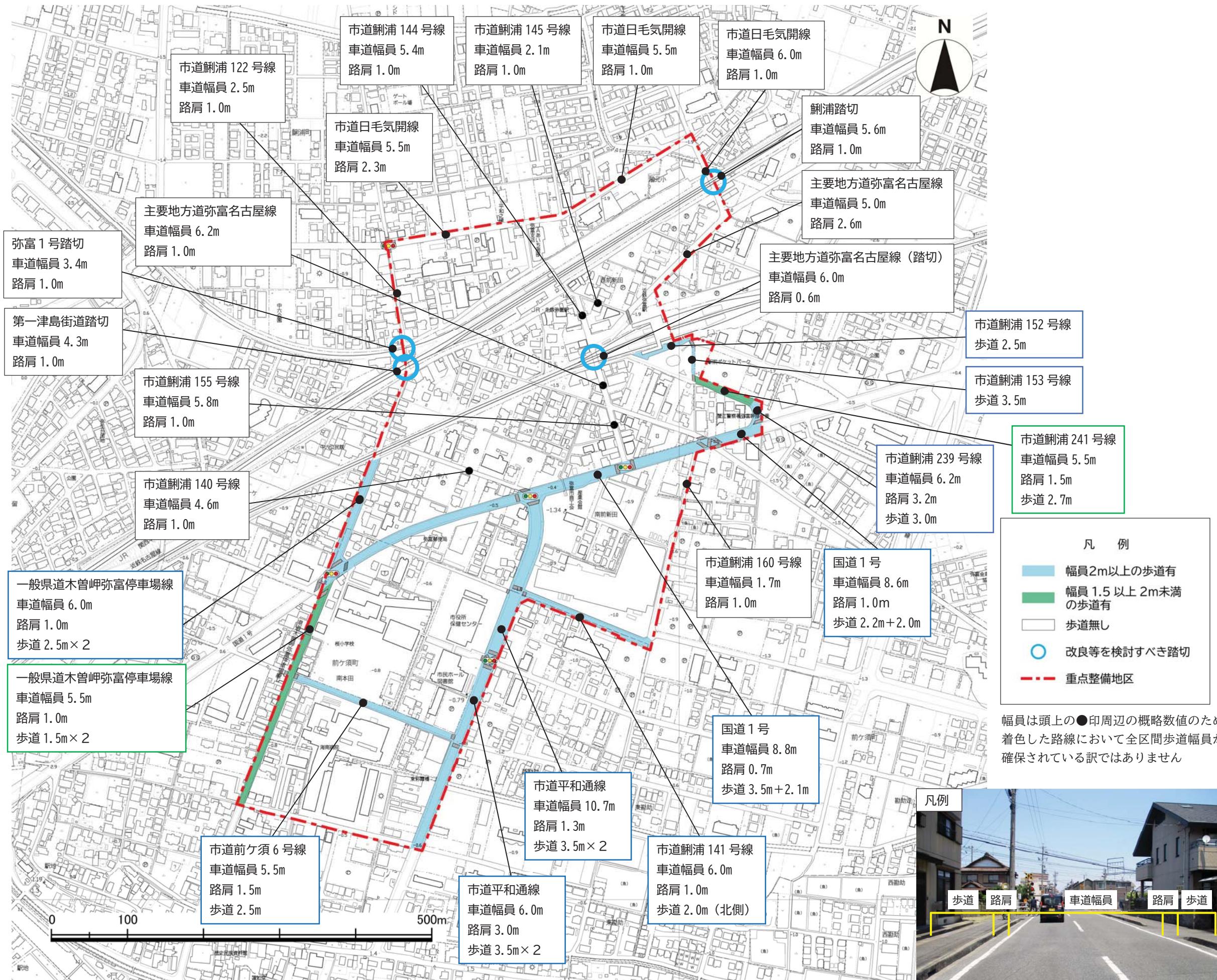
(ベンチ及び上屋)

- ・乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

- ・歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

- ・視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。 等





## 2 課題の整理

バリアフリー化を行うべき施設や道路の課題を把握し、重点整備地区の課題を抽出しました。

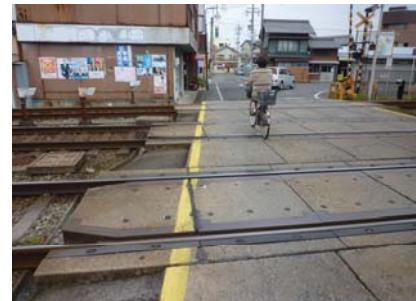
### (1) 施設

- ・鉄道踏切で歩行者通行のスペースが設定されていないため危険
- ・スクランブル交差点に音響案内がない

### (2) 道路

#### ①歩道の路面について

- ・歩道の路面の凸凹が危ない
- ・歩道が狭い
- ・歩道の横断勾配がきつい
- ・歩道がない
- ・歩道内に設置された電柱や道路標識が歩行空間を狭めている
- ・網目の大きなグレーチング（道路の側溝の蓋）がある
- ・横断歩道の端部の段差が大きい
- ・視覚障害者誘導用ブロックが途切れている
- ・交差点部分等に視覚障害者誘導用ブロックがない



・歩行者通行区分のない鉄道踏切



・歩道の路面の凸凹

#### ②施設や周辺の移動経路について

- ・バス停までの経路に屋根がない
- ・バス停にベンチや屋根がない
- ・タクシー乗り場までの経路に屋根がない
- ・駅近のポケットパークに入りづらく、木陰がない
- ・休憩用のベンチが少ない
- ・タクシー乗り場にベンチがない



・溝幅の広いグレーチング蓋



・道路照明が歩行空間を狭めている

### 3 生活関連施設、生活関連経路の選定

重点整備地区におけるバリアフリー化を重点的一体的に推進するために、生活関連経路や生活関連施設を選定しました。

#### (1) 生活関連施設

##### ①生活関連施設の選定の考え方

- (1) 鉄道駅等の旅客施設やその周辺（駅から概ね半径1km圏内）に立地する施設\*であること。  
(2) 多くの高齢者や障がいのある方、子ども連れの方等が徒歩または車いすにより日常生活または社会生活において利用すると考えられる施設であること。  
※鉄道駅などの旅客施設やその周辺（駅から概ね半径1km圏内）に立地する、官公庁施設、福祉施設、病院、文化・社会施設、商業施設、公園等

バリアフリー新法では、生活関連施設を「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」と定義されており、特定旅客施設を含めて定めています。

生活関連施設に該当する施設としては、相当数の高齢者、障がいのある方等が利用する官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設等多岐に渡る施設が想定されることから、本地区内における生活関連施設は、当面は重点的に取り組むべき施設とし、設定しました。

令和2（2020）年の改正バリアフリー法では、バリアフリー基準適合義務の対象が拡大し、公立小学校が追加されており、市指定避難所として地域住民のための施設であること、また、ノーマライゼーションの観点や心のバリアフリー化の推進といった観点などからも小学校は重要だと考え、生活関連施設として設定しました。

##### ②生活関連施設の設定

表 生活関連施設

区分	名称	摘要
旅客施設	JR・名鉄弥富駅	1日当たりの平均利用者数が2,000人以上である旅客施設
	近鉄弥富駅	
行政施設等	弥富市役所、保健センター	多くの高齢者や障がいのある方、子ども連れの方等が徒歩または車いすにより利用すると考えられる施設
	市民ホール、図書館、歴史民俗資料館	
医療施設	海南病院	
教育施設	桜小学校	
商業施設等	ウイングプラザパティー	
公園等	駅前ポケットパーク	

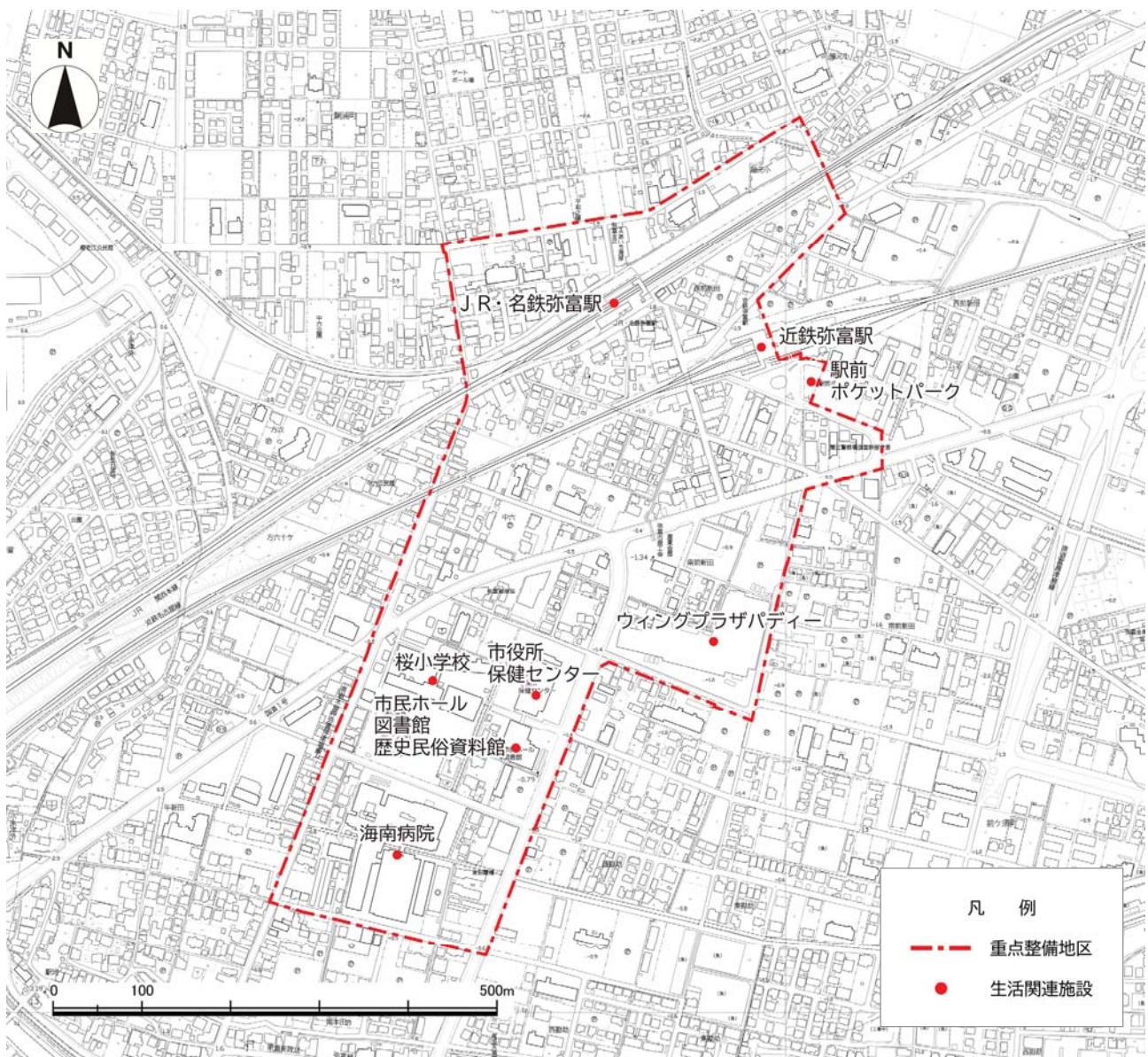


図 生活関連施設



JR・名鉄弥富駅（イメージ図）



近鉄弥富駅



弥富市役所、保健センター



市民ホール、図書館、歴史民俗資料館



海南病院



桜小学校



ウィングプラザパティー



駅前ポケットパーク

## (2) 生活関連経路

### ①生活関連経路の選定の考え方

#### 【生活関連経路】

- (1) 生活関連施設相互間を結び、主に徒歩で移動が行われる主要な経路であり、重点的にバリアフリー化を図る道路であること。
- (2) 生活関連施設に訪れる人達の利用頻度が高い経路や歩行者交通量の多い経路であること。
- (3) 当面道路特定事業の実施見込みがない場合であっても、長期的な展望を示す上で必要な範囲の経路を設定します。

上記の選定の考え方に基づき、生活関連経路として、生活関連施設へのアクセス動線や地区の回遊性、現状の道路幅員、道路形態等にも配慮した上で設定します。

なお、上記の設定をふまえた上で、各駅のバリアフリー経路やバス停と接続し、生活関連施設間で最低1以上の経路が確保できるよう設定します。

#### 【準ずる生活関連経路】

多くの歩行者が利用する経路であっても、歩車分離されていない路線や狭い歩道など、移動等円滑化基準に適合した整備が困難な路線もあります。こうした路線も歩行者の安全性を確保・向上させ、可能な範囲で移動等円滑化基準への適合に努めます。

### ②生活関連経路の設定

表 生活関連経路

施設区分	No	路線名（区間）	管理者	整備方針
駅前広場	①	弥富駅北口駅前広場	市	
立体横断施設	②	弥富駅自由通路	市	
道路	国道	③ 国道1号	国	移動等円滑化基準に則った整備を進める
	⑥	市道鰐浦145号線	市	
	⑦	市道鰐浦152号線、153号線、241号線、239号線	市	
	⑧	市道平和通線	市	
	⑨	市道前ヶ須6号線	市	
	⑪	市道鰐浦141号線	市	

### ③準ずる生活関連経路の設定

表 準ずる生活関連経路

施設区分	No	路線名（区間）	管理者	整備方針
道路	県道	④ 一般県道木曾岬弥富停車場線	県	現場に応じた形で、原則、移動等円滑化基準に則った整備を進める
	⑤	主要地方道弥富名古屋線	県	
	市道	⑩ 市道日毛気開線	市	
	県道・市道	⑫ 主要地方道弥富名古屋線、市道鰐浦144号線、155号線	県・市	

※移動等円滑化基準とは、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令等」のことであり、旅客施設、車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等の基準やガイドラインが示されています。

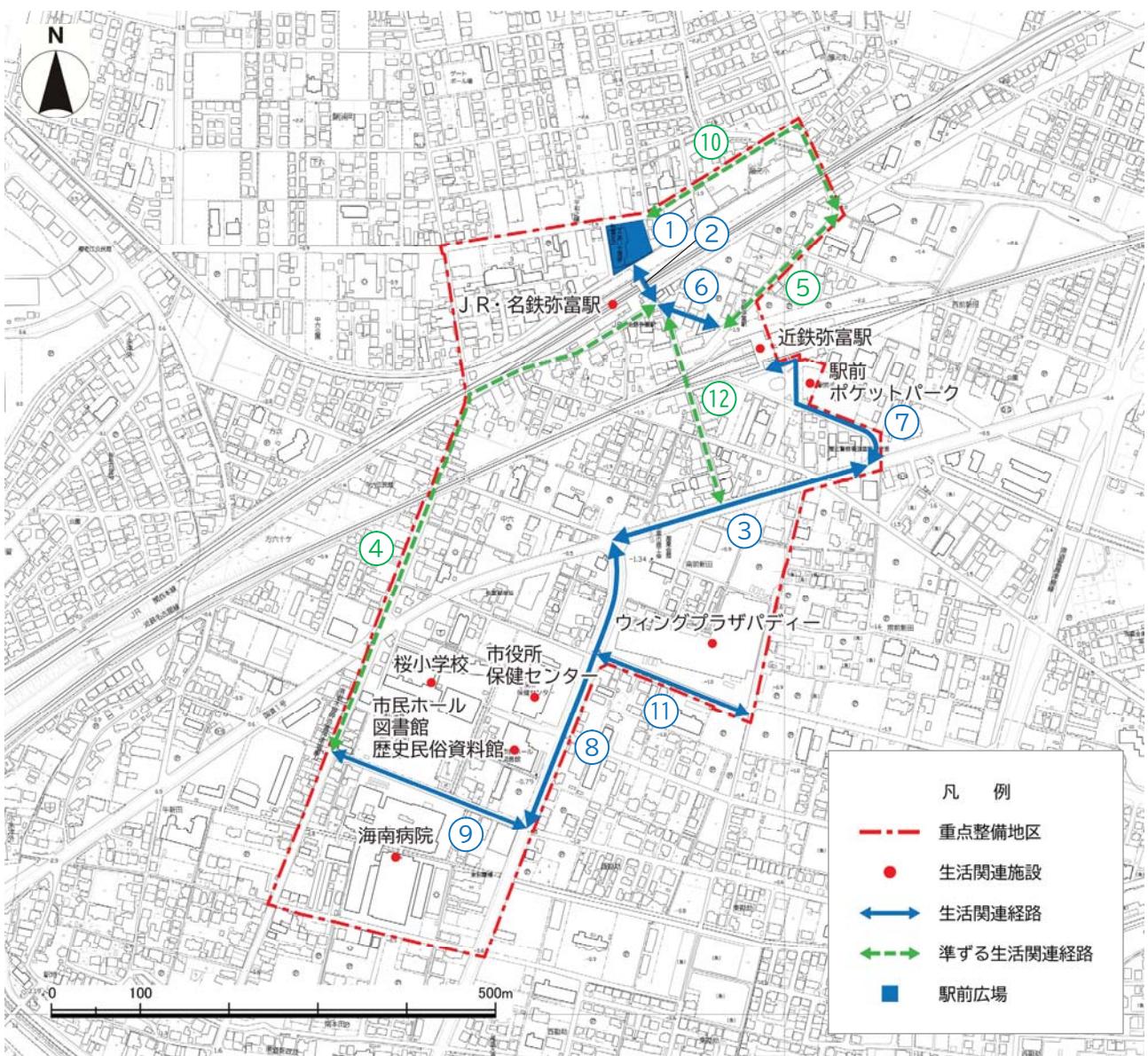


図 生活関連経路

